

平成26年10月16日
 総務省四国行政評価支局
 （局長：安原英樹）

高齢者等の交通手段の確保対策に関する実態調査

－ 改善通知に対する措置状況の公表 －

総務省四国行政評価支局は、平成26年4月から8月にかけて、管内の徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所と合同で、四国の過疎・人口分散地域等における「高齢者等の交通手段の確保対策」の実施状況を調査し、同年8月20日、四国運輸局に対し、必要な改善措置を講ずるよう通知しました。

この度、四国運輸局から、改善措置（予定を含む。）状況について回答がありましたので、その概要を公表します。

通知先：四国運輸局、通知日：平成26年8月20日、回答日：平成26年9月24日

【照会先】

四国行政評価支局	評価監視部	第1評価監視官	末光一成	電話：087-831-9206
		評価監視調査官	山根京子	
徳島行政評価事務所	評価監視官	向山達之		電話：088-654-1531
愛媛行政評価事務所	評価監視官	小椋和雄		電話：089-941-7701
高知行政評価事務所	評価監視官	安藝佳孝		電話：088-824-4100



三豊市コミュニティバス

1 県域・市町村域を越える広域連携による地域公共交通の確保及び充実

【調査結果】

〔事例① 愛媛県西条市と高知県いの町〕

- 西条市といの町の県境トンネル付近では、既存のバス路線が分断
- 県境を越えた交通ニーズがあり、両市町を結ぶ交通手段の確保のため、広域連携の推進が急務

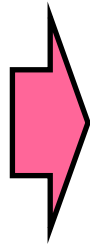
〔事例② 香川県丸亀市と善通寺市〕

- 丸亀市コミュニティバスと善通寺市民バスの停留所は、複数が併設
- 市域を越えた交通ニーズがあり、相互のバス停の乗継利便の向上のため、広域連携の推進が課題



【所見表示(ポイント)】

- 広域連携協議の体制整備
- 推進方策の助言・支援等



【四国運輸局における改善措置状況】

- 運輸局本局から運輸支局に対し、関係者の調整・問題解決に努めるよう、文書により指示（後述の2も同じ。）

〈西条市・いの町〉

- 現地ヒアリングを行い、いの町で運行中の過疎地有償運送は、関係者との合意を前提に、西条市への乗り入れが可能である旨を助言引き続き、合意形成に向けた支援を実施

〈丸亀市・善通寺市〉

- 現地ヒアリングを行い、両市がバスの乗継案内表示や乗継時刻の改善を検討する方針を確認引き続き、連携の働きかけ及び助言・支援を実施

※ 丸亀市が、善通寺市民バスへの乗り継ぎが可能な停留所(5か所)の案内表示を実施(H26.10.1) 【資料1】

2 複数市町村にまたがる広域連携による自家用有償旅客運送の充実

【調査結果】

〔事例① 香川県観音寺市と三豊市〕

- 観音寺市内に乗り入れている三豊市コミュニティバスは、多くの観音寺市民が利用
- 観音寺市「のりあいバス」停留所との併設箇所の乗継利便の向上など、連携推進が課題

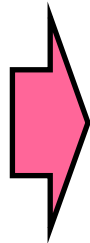
〔事例② 徳島県三好市と東みよし町〕

- 三好市の市営バスと東みよし町の町営バスは同じ路線を運行
- 地域公共交通会議を合同開催し、バス停の一部共用化が図られているが、乗降制限があり、その案内を含め、更なる連携推進が課題



【所見表示(ポイント)】

- 自家用有償旅客運送に係る広域連携協議の体制整備
- 推進方策の助言・支援等



【四国運輸局における改善措置状況】

〈観音寺市・三豊市〉

- 現地ヒアリングを行い、両市が連携の必要性を認識し、バスの時刻表の交換等を図ったことを確認
引き続き、利用者ニーズに基づく効率的・効果的な運行がなされるよう助言・支援を実施

〈三好市・東みよし町〉

- 今後は、現在の乗降制限措置をいかに解消するか、関係者が検討を行うに当たり、必要とされる支援を実施

※ 三好市と東みよし町が、共用しているバス停に、利用者が分かりやすい案内表示を設置(H26.9.12)【資料2】

3 地域公共交通に対する支援の推進

【調査結果】

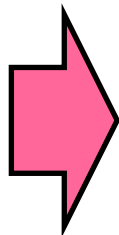
調査した4県及び35市町村の中に、以下のとおり、コミュニティバスや自家用有償旅客運送の運行や運賃・料金を協議する場や、自家用有償旅客運送の実施に関し、一層の支援が必要な例あり。

- ① 運営協議会の場で登録の更新手続に関する助言がなかったなどのため、有効期間が切れ、無登録状態のまま有償運送が行われていたもの(1事例)
- ② 設置・開催されるまでに長期間(7か月)を要している運営協議会(1事例) 等
- ③ 地域公共交通会議での協議・合意を得ずに自家用有償旅客運送の運賃を改定しているもの(3市町村)
- ④ 自家用有償旅客運送における使用車両や旅客の範囲を制限している運営協議会について、運輸局の把握漏れ(3事例)。また、見直しの取組に改善の余地のあるもの(1事例)
- ⑤ 島しょ部や山間部において自家用有償旅客運送の開始を検討する動きあり。運輸局による情報提供などの支援が望まれたもの(4事例)



【所見表示(ポイント)】

- 地域の公共交通の現状を踏まえた適切な助言を行う体制の整備(①～③関係)
- 自家用有償旅客運送の実施を制限する基準の的確な把握・見直しの推進(④関係)
- 自家用有償旅客運送制度に関する情報提供の充実、相談窓口の周知(⑤関係)



【四国運輸局における改善措置状況】

- 関係の市町村及び運送事業者に対して、文書により注意喚起。また、個別に指摘のあった自治体に対して、各運輸支局において指導を実施
- 自家用有償旅客運送の実施を制限する基準の的確な把握・見直しは、運営協議会への働きかけの中で継続的に実施
- 関係の自治体・社会福祉協議会等から制度の照会があった際には、今後も積極的な情報提供、支援を実施

4 旅客の安全及び利便確保

【調査結果】

<事故・苦情処理の記録：42市町等を調査>

- ① 事故の記録を作成又は保存していないもの（1市町・2運送事業者・1NPO）
- ② 苦情処理の記録を作成していないもの（4市町・1運送事業者・1NPO）

<運行管理及び車両の定期点検整備：25運送事業者等を調査>

- ① 安全な運転のための確認を行っていないもの（1市町）
- ② 運行管理責任者でない者が安全な運転のための確認を行っているもの（1NPO・1町社会福祉協議会）
- ③ 対面による安全な運転のための確認が行われていないもの等（1市町・1運送事業者）
- ④ 自家用有償旅客運送用自動車について3か月の定期点検整備を行っていないもの（1市町・1運送事業者・2NPO）
- ⑤ 特殊用途の自動車について6か月の定期点検整備を行っていないもの（1町社会福祉協議会）

<自家用有償旅客運送自動車に関する表示等：20運送者の20車両を調査>

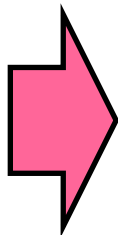
「有償運送車両」の文字、登録番号等の表示や登録証の写しの備え置きが行われていないもの（9市町）



【所見表示(ポイント)】

関係市町村・運送事業者等に対し、次の指導に努めること。

- 事故の記録及び苦情処理の記録を適切に作成・保存
- 運行管理及び車両の定期点検整備を適切に実施
- 自家用自動車(車両)への適正な表示や、車両内への登録証の写しの備え置き等を励行



【四国運輸局における改善措置状況】

- 個別に指摘のあった自治体に対しては、各運輸支局において指導を実施
- 関係する市町村及び運送事業者に対しては、文書による注意喚起